

【限度額適用・標準負担額減額認定証について】

●医療機関窓口での支払い減額

低所得Ⅰ・Ⅱに該当する方は、入院および外来で「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、役場健康保険課または各コミュニティセンター住民サービス室で申請してください。

医療機関等の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。

●入院時食事代の減額

低所得Ⅰ・Ⅱに該当する方で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けた方は、入院時に医療機関等の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、入院時の食事代が減額されます。

●被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき

次のいずれかに該当するときは、速やかに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を役場健康保険課または各コミュニティセンター住民サービス室へ返還してください。

- (1) 被保険者の資格を喪失したとき。（死亡・転出・生活保護の受給開始など）
- (2) 世帯の異動または世帯内における所得の更正により、住民税非課税世帯に該当しなくなったとき。
- (3) 認定証の有効期限が過ぎたとき。